

＼子育て世帯の負担軽減／

幼児教育の無償化・10月からスタート

令和元年10月から、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用する保育料が一部無償になります。

■ 対象

- ① 3歳児～5歳児（満3歳になった後の最初の4月から小学校就学前までの子どもが対象）
- ② 町民税非課税世帯に属する0歳児～2歳児

■ 無償化になる施設とサービス

利用施設	対象区分	10月以降の保育料
認定こども園	・満3歳になった後の最初の4月から小学校就学前まで ・町民税非課税世帯の0歳から2歳児	無償
美深町幼児センター	・預かり保育	保育が必要と認められる世帯は、日額450円に月の利用日数を乗じた額と【月額上限11,300円】のいずれか少ない額を無償
	・一時保育	保育が必要と認められる世帯は【月額上限11,300円まで】 無償

■ 無償化の対象にならないもの

保護者から実費で徴収する費用

- ①食材料費(主食費・副食費) ②教材費 ③行事費 ④時間外保育料(延長保育) ⑤補食代など

※ただし、年収360万円未満世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除されます

問 美深町幼児センター TEL2-1141 防 2-1141